

2022年5月20日

各位

会社名 株式会社 AKIBA ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 馬場 正身
(東証スタンダード・コード番号 6840)
問合せ先 取締役管理本部長 五十嵐 英
(TEL. 03-3541-5068)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月27日開催予定の第40回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものです。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>〈新設〉</p>	<p>〈削除〉</p> <p>(株主総会参考書類等の電子提供措置) <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> ② 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

<p>〈新設〉</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条 変更前定款第15条の規定の削除および変更後定款第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>
-------------	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月27日

定款変更の効力発生日 上記附則に記載のとおり

以 上